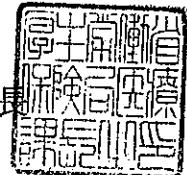


保医発第0331003号
平成15年3月31日

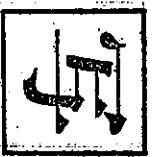
日本病院会長 殿

厚生労働省保険局医療課長



検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。



地 方 社 会 保 險 事 務 局 長 殿
都道府県民生主管部(局)
國民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の取扱いについて

検査料の点数の取扱いに関して、関連する通知を下記のとおり改正するので通知する。

なお、本通知は平成15年4月1日から適用する。

記

「診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成14年3月8日保医発第0308001号）の一部を次のように改正する。

1 別添1第2章第3部第1節第1款D012の(2)から(9)までを(2)から(40)まで
とし、(24)の次に次のように加える。

(25) 尿中レジオネラ抗原は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に
対して、ELISA法により実施した場合に限り、区分「D012」感染
症血清反応の「23」に準じて、1回を限度として算定する。

2 別添1第2章第3部第2節第1款D103の(2)の次に次のように加える。

(3) HER2遺伝子は、乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER2ビト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与対象患者の選択のため、FISH(Fluorescence in situ Hybridization)法により遺伝子増幅検査を行った場合に限り、区分「D103」染色体検査に準じて、1回を限度として算定する。ただし、同区分の「注」については所定点数に含まれ、別に算定できなない。

なお、本検査と区分「D101-2」その他の病理組織検査の「3」のHER2タシパクを併せて実施した場合は、主たる点数のみを算定する。

(参考：新旧対照表)

- ◎ 「診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成14年3月8日保医発第0308001号）別添1第2章第3部中

現 行	改 正 後
D 0 1 2 感染症血清反応 (1)～(24) (略) <u>(25)～(39)</u> (略)	D 0 1 2 感染症血清反応 (1)～(24) (略) (25) 尿中レジオネラ抗原は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して、ELISA法により実施した場合に限り、区分「D 0 1 2」感染症血清反応の「23」に準じて、1回を限度として算定する。 (26)～(40) (略)
D 1 0 3 染色体検査 (1)、(2) (略)	D 1 0 3 染色体検査 (1)、(2) (略) (3) HER 2 遺伝子は、乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER 2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与対象患者の選択のため、FISH (Fluorescence in situ Hybridization) 法により遺伝子増幅検査を行った場合に限り、区分「D 1 0 3」染色体検査に準じて、1回を限度として算定する。ただし、同区分の「注」については所定点数に含まれ、別に算定できない。 なお、本検査と区分「D 1 0 1-2」その他の病理組織検査の「3」のHER 2タンパクを併せて実施した場合は、主たる点数のみを算定する。